平成２６年（フ）第１００１号
大阪市福島区海老江７丁目21番12号　北谷方
債務者　猪原　啓介
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４号
東京都日野市多摩平１丁目14番地の４神谷マンション301
債務者　池田　　丹
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６７号
神奈川県藤沢市石川６丁目15番地の38　ビレッジ近藤山Ａ―202
債務者　木村めぐみ
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３２号
横浜市南区中村町５丁目316番地２　中村町南住宅505号
債務者　佐藤　泰則
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９号
東京都羽村市緑ヶ丘２丁目９番地３
債務者　仲戸川　明
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
岡山市中区賞田121番地３　エルディム賞田203、旧住所岡山市中区長岡４番地48　長岡マンション103
債務者　藤本　美生
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
静岡市清水区青葉町11番12号　アイリス青葉Ⅱ202
債務者　芝野世津子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
東京都八王子市別所１丁目29番地１―803
債務者　竹林　英美（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９６号
東京都町田市鶴川２丁目13番地２エディフェシオ88　107
債務者　大内　百恵
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目47番地の１アンシャンテ101号
債務者　會田　智代
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２９号
東京都多摩市和田３丁目５番地５―505
債務者　多井中信二
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６１１号
川崎市宮前区平６丁目10番13号
債務者　大久保秀一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
川崎市川崎区桜本１丁目11番２号　田中方
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
川崎市高津区下作延３丁目23番32号　アサヒオーキッドハイム104
債務者　大井　克友
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
川崎市高津区野川3621番地　メゾンドフォルテ103
債務者　大藤　敏雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係